

平成31年2月21日

平成31年第1回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 2 号	宮代町下水道条例の一部を改正する条例について	3
議案第 3 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第 4 号	宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について	7
議案第 5 号	宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	9
議案第 6 号	宮代町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について	1 2
議案第 7 号	宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	1 4
議案第 8 号	特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1 6
議案第 9 号	宮代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	1 8
議案第 1 0 号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	1 9
議案第 1 1 号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	2 0
議案第 1 2 号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	2 1
議案第 1 3 号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	2 2
議案第 1 4 号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	2 3
議案第 1 5 号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	2 4
議案第 1 6 号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	2 5
議案第 1 7 号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	2 6

議案番号	件名	頁
議案第18号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	27
議案第19号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	28
議案第20号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第21号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	30
議案第22号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	31
議案第23号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	32
議案第24号	平成30年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について	33
議案第25号	平成30年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	34
議案第26号	平成30年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	35
議案第27号	平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	36
議案第28号	平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	37
議案第29号	平成31年度宮代町一般会計予算について	38
議案第30号	平成31年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	39
議案第31号	平成31年度宮代町介護保険特別会計予算について	40
議案第32号	平成31年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	41
議案第33号	平成31年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について	42
議案第34号	平成31年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について	43

議案番号	件名	頁
議案第35号	平成31年度宮代町水道事業会計予算について	44
議案第36号	平成31年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について	45

議案第 1 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条第1項中「その利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセントを上限として町長が別に定める率」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第2号

宮代町下水道条例の一部を改正する条例について
宮代町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

消費税法の一部改正に伴い、宮代町下水道条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町下水道条例の一部を改正する条例

宮代町下水道条例(平成4年宮代町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税額を加えて得た額をいう。)を加えて得た額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮代町下水道条例第16条第1項の規定は、平成31年12月1日以後に算定する使用料について適用し、同日前に算定する使用料については、なお従前の例による。

議案第3号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

働き方改革の一環である長時間労働の是正への取組みに伴い、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第4号

宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について
宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

消費税法の一部改正に伴い、宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正したいので、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例

宮代町水道分担金徴収条例（平成9年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「(以下「メーター」という。)」を削り、「100分の108を乗じて得た」を「消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をいう。以下同じ。）を加えて得た」に改め、同条ただし書中「(メーター口径を増す場合に限る。)」を削り、「差額」の次に「に消費税相当額を加えて得た額」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

町長は、宮代町水道事業給水条例（平成10年宮代町条例第10号）第6条第1項に規定する給水装置工事のうち、新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増すものに限る。以下同じ。）工事の申込みをする者から分担金を徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮代町水道分担金徴収条例第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがあった給水装置の新設又は改造工事に係る分担金について適用し、同日前にあった給水装置の新設又は改造に係る分担金については、なお従前の例による。

議案第5号

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

消費税法の一部改正及び水道法施行令の一部改正等に伴い、宮代町水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例

宮代町水道事業給水条例（平成10年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 この条例において、「消費税相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をいう。

第10条第1項中「、施行する」を「施行する」に、「100分の108を乗じて得た額」を「消費税相当額を加えて得た額」に改め、同項後段を削る。

第24条中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税相当額を加えて得た額」に改め、同条ただし書を削る。

第27条第1項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税相当額を加えて得た額」に改め、同項後段を削る。

第34条第1項中「第4条」を「第5条」に改める。

第43条第1号中「又はこれに相当する課程」を「若しくはこれに相当する課程」に改め、同条第3号中「短期大学又は」を「短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは」に改め、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第4号中「又は中等教育学校」を「若しくは中等教育学校」に改め、同条第6号中「終了」を「修了」に改め、同条第7号中「学科目を」の次に「、」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第44条第2号中「第1項」を削り、「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第4号中「第1項」を削り、「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、「同項第1号に規定する学校の卒業者」を「同条第1号に規定する学校を卒業した者」に、「同項第3号に規定する学校の卒業者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」に、「同項第4号」を「同条第4号」に、「学校の卒業者」を「学校を卒業した者」に改め、同条第5号中「前条第1項」を削り、「卒業者」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定、第10条第1項の改正規定、第24条の改正規定及び第27条第1

項の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(工事費に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮代町水道事業給水条例第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがあった給水装置の工事に係る工事費について適用し、同日前に申込みがあった給水装置の工事に係る工事費については、なお従前の例による。

(料金に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の宮代町水道事業給水条例第24条及び第27条第1項の規定は、平成31年12月1日以後に算定する料金について適用し、同日前に算定する料金については、なお従前の例による。

(布設工事監督者の資格に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の宮代町水道事業給水条例第43条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第6号

宮代町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
宮代町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

消費税法の一部改正に伴い、宮代町農業集落排水処理施設条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

宮代町農業集落排水処理施設条例（平成17年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額をいう。）を加えて得た額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町農業集落排水処理施設条例第15条第1項の規定は、平成31年12月1日以後に算定する使用料について適用し、同日前に算定する使用料については、なお従前の例による。

議案第7号

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

入所児童数の増加に伴い、いちろうの木児童クラブの定員を拡大するため、宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例（平成17年宮代町条例第26号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

いちょうの木第一児童クラブ	宮代町百間五丁目8番48号	30人
---------------	---------------	-----

」を

「

いちょうの木第一児童クラブ	宮代町百間五丁目8番48号	30人
いちょうの木第一児童クラブ分室	宮代町百間四丁目11番17号 深井ビル内	20人

」に

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 8 号

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

学童保育指導員、子育て指導員及び学校用務補助員の報酬額を改定するため、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年宮代町条例第10号）
の一部を次のように改正する。

別表3 その他の特別職の表中

「

学童保育指導員	月額 143,000円	
子育て指導員	月額 139,000円	
学校用務補助員	月額 134,000円	

」を

「

学童保育指導員	月額 157,000円	
子育て指導員	月額 153,000円	
学校用務補助員	月額 141,700円	

」に

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第9号

宮代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町教育委員会教育長に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 中 村 敏 明
- 3 生年月日
平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現教育委員会教育長の中村敏明氏を引き続き教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第10号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
 - 2 氏 名 岡 村 宏 一
 - 3 生年月日
- 平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の岡村宏一氏を引き続き宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第11号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 中 山 勝 夫
- 3 生年月日
平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに中山勝夫氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第12号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 森 山 松 年
- 3 生年月日
平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに森山松年氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第13号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 中 村 一 男
- 3 生年月日
平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の中村一男氏を引き続き宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第14号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
 - 2 氏 名 折 原 正 英
 - 3 生年月日
- 平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の折原正英氏を引き続き宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第15号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 中 野 勝 栄
- 3 生年月日
平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の中野勝栄氏を引き続き宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第16号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 秋 野 春 子
- 3 生年月日
平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の秋野春子氏を引き続き宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第17号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
 - 2 氏 名 飯 塚 信 利
 - 3 生年月日
- 平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに飯塚信利氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第18号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 日 下 部 好 克
- 3 生年月日
平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに日下部好克氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第19号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
 - 2 氏 名 大 島 悟
 - 3 生年月日
- 平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の大島悟氏を引き続き宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第20号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 戸 田 優
- 3 生年月日
平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに戸田優氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第21号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 島 村 重 昭
- 3 生年月日
平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに島村重昭氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 22 号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
 - 2 氏 名 富 田 高 治
 - 3 生年月日
- 平成 31 年 2 月 21 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現宮代町農業委員会の委員の富田高治氏を引き続き宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第23号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 齋 藤 幸 江
- 3 生年月日
平成31年2月21日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに齋藤幸江氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第24号

平成30年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について
平成30年度宮代町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

各種事業実績の確定による減額並びに国補正予算を活用した小中学校特別教室への空調設備の設置及び国民健康保険特別会計への繰出金の増額などに伴い、平成30年度宮代町一般会計予算に9,677万9,000円を追加し、総額を103億7,406万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第25号

平成30年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
平成30年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

被保険者数の減に伴う保険給付費等の減額に伴い、平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算から8,178万円を減額し、総額を41億4,176万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第26号

平成30年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
平成30年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

事業実績及び国県支出金の交付見込み額の減額等に伴い、平成30年度宮代町介護保険特別会計予算から1億3,802万3,000円を減額し、総額を30億5,147万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第27号

平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり
提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

後期高齢者医療広域連合納付金等の確定に伴い、平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算から2,337万円を減額し、総額を4億7,333万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第28号

平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり
提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

事業費の確定に伴い、平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計予算から
700万円を減額し、総額を9億9,590万4,000円とすることについて、
地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第29号

平成31年度宮代町一般会計予算について

平成31年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

平成31年度宮代町一般会計予算の総額を99億7,200万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第30号

平成31年度宮代町国民健康保険特別会計予算について
平成31年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成31年2月21日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

平成31年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を38億4,232万4,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定によりこの案を提出するものである。

議案第31号

平成31年度宮代町介護保険特別会計予算について
平成31年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成31年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を30億6,075万7,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第32号

平成31年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について
平成31年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成31年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を4億8,956万4,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第33号

平成31年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について
平成31年度宮代町公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

平成31年度宮代町公共下水道事業特別会計予算の総額を9億8,487万6,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第34号

平成31年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について
平成31年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。
平成31年2月21日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

平成31年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算の総額を5,482万6,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第35号

平成31年度宮代町水道事業会計予算について

平成31年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月21日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成31年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を8億5,919万6,000円とし、収益的支出の予定額を7億6,640万7,000円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を4,508万3,000円とし、資本的支出の予定額を6億1,208万7,000円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第36号

平成31年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について
平成31年度宮代町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。
平成31年2月21日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

入所児童数の増加によるいちょうの木第一児童クラブ分室の設置に伴い、平成31年度宮代町一般会計予算に527万円を追加し、総額を99億7,727万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。